

[別紙1]

## 鳥取県未来人材育成奨学金支援助成金 申請手続きについて

※お手続きの際は必ず「募集要項」「交付要綱」「Q&A」をお読みください！

### 1. 支給対象者認定申請書提出(令和6年(2024年)3月31日まで)

- 就職前に認定を受ける必要があります。
- 募集人員(180名)に達した場合は期間に関わらず締切とします。

### 2. 支給対象者認定通知書到着

- 本通知書は助成終了までお手元に保管ください。
- 同封の「認定後の手続きについて」もよくお読みください。

### 3. 県内の対象業種に就職・就業

- 製造業、IT企業、薬剤師の職域、建設業、建設コンサルタント業、旅館ホテル業、民間の保育士・幼稚園教諭の職域、農林水産業、理容師・美容師の職域及び歯科技工士の職域が対象です。

### 4. 助成金の交付申請書提出(原則6月30日まで)

- 既卒者として認定された方は就職日から1ヶ月を経過する日までに申請してください。
- 「認定後の手続きについて」をご確認ください。
- 住民票の写しは就職日以降に発行されたものに限ります。
- 奨学金返還証明書等は発行から1ヶ月以内のものをご提出ください。

### 5. 交付決定通知書到着(交付受付から原則30日以内)

- 同封の「交付決定後の手続きについて」もよくお読みください。

### 6. 奨学金返還開始

### 7. 状況報告書、在職証明書等を提出(5月31日まで)

- 「交付決定後の手続きについて」をご確認ください。
- 住民票の写しおよび在職証明書は3月31日以降に発行されたものに限ります。

### 8. 支給額確定通知到着→助成金を支払い

- これ以降、毎年7. の提出後に助成金を支払います。

### 9. 助成最終年度→実績報告書を提出(5月31日まで)

必要書類提出・問い合わせ先 交流人口拡大本部・ふるさと人口政策課

鳥取県鳥取市東町一丁目220番地

0857 - 26 - 7648 jinkouseisaku@pref.tottori.lg.jp

## 鳥取県未来人材育成奨学金支援助成金交付申請チェックリスト

### 1 申請者全員が提出するもの

提出書類	確認	備考
在職証明書（様式第9号）		
住民票の写し		就業日以降に発行のもの
奨学金返還証明書又はこれに準ずるもの		
認定通知書（様式第2号）の写し		
大学等卒業証明書又はこれに準ずるもの の写し		

### 2 薬剤師の職域に就職又は就業した申請者のみ提出するもの

提出書類	確認	備考
薬剤師免許証の写し又は登録済証明書		

### 3 保育士・幼稚園教諭の職域に就職又は就業した申請者のみ提出するもの

提出書類	確認	備考
保育士証又は保育士登録済通知書の写し、幼稚園教諭免許状の写し		

### 4 理容師・美容師の職域に就職又は就業した申請者のみ提出するもの

提出書類	確認	備考
理容師免許証・美容師免許証の写し		

### 5 歯科技工士の職域に就職又は就業した申請者のみ提出するもの

提出書類	確認	備考
歯科技工士免許証又は登録済証明書の写し		

## 鳥取県未来人材育成奨学金支援助成金 Q & A

	Q	A
1	この事業の目的は何ですか？	大学生等の県内就職又は就業を促進し、産業界と協力して若者の鳥取県への定着を図り、地域の中核企業等を担うリーダー的人材を確保することです。
2	奨学生の貸与(返還)を証するものはどこに依頼すればよいですか。	貸与を受けている奨学生事業実施団体に依頼してください。 ※奨学生証や貸与奨学生返還確認票は証明書となりませんので御注意ください。 なお、日本学生支援機構の奨学生を貸与している場合は、スカラネットPS内の「詳細情報」のプリントアウトも証明となりますので、ぜひご活用ください。
3	支給対象者の要件を教えてください。	大学等に在学する学生（6年制の大学は薬学部及び獣医学部に在籍する学生に限る）及び大学等を卒業した35歳未満の方で、無職又は有期雇用の状態であるか、若しくは県外に居住し県外の事業所等に勤務する方（ただし、対象業種か否かを問わず、県内の事業所に正規雇用で就職又は就業したことのある方は除く。）。 ※大学等：大学（短大を含む。）、大学院の修士課程、高等専門学校、専門学校（専修学校専門課程）、職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校及び職業能力開発短期大学校
4	支給対象者の認定を受けましたが、いつまでに就職又は就業しないといけませんか？	認定申請後お送りする認定通知書に記載されている「認定期間」内に就職又は就業してください。「認定期間」内に就職又は就業できなければ支給対象者の認定は無効となります。
5	支給対象者の認定後に、さらに貸与する奨学生を増やすなど、認定内容に変更があった場合の手続きはどうすればよいですか？	支給対象者の認定内容の変更申請が必要ですので以下の書類を提出してください。 ① 認定変更申請書 ② 支給対象者認定通知書の写し ③ 変更の内容を証明するもの

	Q	A
6	交付決定を受けたら、奨学金の返還は猶予されるのですか。	本助成金は、奨学金の返還を猶予するものではなく、奨学金の返還に対して助成をするものであることから、約定に従って奨学金を返還してください。
7	助成金はいつもらえますか。	助成金は、交付決定後、原則8年間に分けて支払われます。 各年度の助成金の支払いは、毎年度報告していただく状況報告書に基づいて審査をし、助成金額を確定した後になります。1回目の状況報告書の提出は、就職した年度の翌年度です。
8	専門学校を卒業後、短大に通い卒業予定です。短大では奨学金を借りていません。交付申請の際に提出する卒業証明書は、どちらの学校のものが必要ですか？	専門学校と短大、両方の卒業証明書が必要です。
9	対象業種に就職又は就業して助成金支給を受けているときに転職した場合、助成金の支給はどうなりますか？ ① 対象外業種へ転職、県外の事業所へ転職 ② 県内の対象業種へ転職	①の場合、助成金の支給対象外となります。 支給された助成金は返還いただく可能性があります（ただし、事業主都合の解雇の場合は除く。）。  ②の場合、離職後、1年以内に県内の対象業種へ再就職（正規雇用）した場合は引き続き助成金の支給対象となります。 「交付変更申請書」により、就業先が変更したことを申請してください。
10	繰り上げ返還をした場合、助成金はどうなりますか？	本助成金は、交付決定及び助成期間において、奨学金を返還中又は奨学金の返還残高があることが条件の一つになっています。 従って、繰り上げ返還等により助成を受けることが出来なくなる、又は助成金額が減額になる場合があります。
11	県内の事業所に採用されましたが、助成金の支給を受けている途中に、県外の事業所等に一時的に転勤となった場合は、引き続き助成を受ける事ができますか。	原則8年間の助成期間うち、鳥取県内に在住している期間のみ対象とし、助成金を支給します。 ただし、転勤・出向の場合は、通算3年以内は支給対象とし、助成金を支給します。 県外へ転居し、県外の事務所に拠点を移動し、その後県内での就業が見込めない場合には、助成金の支給対象外となります。

	Q	A
12	毎月の奨学金返還額を変更（減額返還、返還猶予）しましたが、どんな手続きが必要ですか？	「交付変更申請書」により変更申請をしてください。内容の分かる書類の写しの提出もお願いします。
13	奨学金返還を延滞している場合、延滞をまとめて支払った場合は、助成対象になりますか？	延滞をしている場合、毎年度の状況報告書の提出までに延滞分を支払えば該当年度分の助成の対象となります。
14	産休、育休期間は助成金の支給対象となりますか？	離職しなければ助成金の支給対象となります。介護休暇、病気休暇の場合も適用します。
15	金融機関の教育ローンは対象となりますか？	教育ローンは対象となりません。

# 令和5年度 鳥取県未来人材育成奨学金支援助成金 支給認定対象者募集要項

鳥取県では、県内の製造業、情報通信業、薬剤師の職域、建設業、建設コンサルタント業、旅館・ホテル業、民間の保育士・幼稚園教諭の職域、農業、林業、漁業、農林水産業協同組合、理容師・美容師の職域及び歯科技工士の職域に就職又は就業する予定の大学等在学生及び既卒者（35歳未満で、無職又は有期雇用の状態であるか、若しくは県外に居住かつ勤務する者）の方を対象に、貸与を受けている奨学金の返還額の一部を助成する制度の支給認定対象者を募集します。

**(注) 対象業種に就職又は就業する前に、認定を受けないと奨学金返還の助成が受けられません！**

## 1 募集対象者

次の各号のいずれにも該当する方を募集対象者とします。

(1) 次のアからウの奨学金の貸与を受けており、将来返還の予定であるか又は返還中の者であること。（複数の奨学金貸与を受けている場合も可能です。）

ア (独)日本学生支援機構の無利子奨学金及び有利子奨学金

イ 鳥取県育英奨学資金

ウ 上記ア、イの要件に準じた奨学金（※詳しくは、お問合せください。）

(2) 応募の時点で、次に掲げるいずれかの者であること。

ア 大学等在学生の場合

次の大学等に在学中であること

・大学（短期大学（専攻科を含む。）を含む。）・大学院（修士課程）

・高等専門学校（ただし4年生以上で専攻科を含む。）・専門学校（専修学校専門課程）

・職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発短期大学校

※ただし、6年制の大学は薬学部及び獣医学部に在籍する学生に限ります。

イ 既卒者の場合

上記の大学等を卒業している35歳未満の者で、無職又は有期雇用の状態であるか、若しくは県外に居住し県外の事業所等に勤務する者（対象業種か否かを問わず、県内の事業所に正規雇用で就職又は就業したことがある者は除く。）

(3) 鳥取県内の次の対象業種への就職又は就業を希望する者であること。

ア 製造業

イ 情報通信業（情報サービス業、インターネット付随サービス業）

ウ 薬剤師の職域

エ 建設業

オ 建設コンサルタント業

カ 旅館・ホテル業

キ 民間の保育士・幼稚園教諭の職域

ク 農業、林業及び漁業（認定を受けている法人等）並びに農林水産業協同組合（農業協同組合、森林組合、漁業協同組合）

ケ 理容師・美容師の職域

コ 歯科技工士の職域

(4) 鳥取県内に定住することを希望する者であること。

## 2 募集人員 180名

## 3 募集期間

令和5年3月16日（木）から令和6年3月31日（日）

※郵便の場合、令和6年3月31日（日）当日消印有効

※募集人員（180名）に達した場合は、期間に関わらず締切とさせていただきます。

## 4 助成の内容

次のとおり、貸与を受けている奨学金に応じて返還額を助成します。

区分	助成金額	助成金額の上限
無利子 奨学金	貸与を受けている奨学金の返還総額 (既卒者の場合は返還残額)の1/2	当該奨学金の貸与を受けた月数×3万円 <区分別最大額> <ul style="list-style-type: none"><li>・大学院、薬学部(6年間) 216万円</li><li>・大学(4年間) 144万円</li><li>・高専、短大、専門(2年間) 72万円</li></ul>
有利子 奨学金	貸与を受けている奨学金の利子を除く 返還総額(既卒者の場合は利子を除く 返還残額)の1/4	当該奨学金の貸与を受けた月数×1.5万円 <区分別最大額> <ul style="list-style-type: none"><li>・大学院、薬学部(6年間) 108万円</li><li>・大学(4年間) 72万円</li><li>・高専、短大、専門(2年間) 36万円</li></ul>

○無利子、有利子の両方の奨学金の貸与を受けている場合は、上記の無利子奨学金が優先されます。無利子奨学金の助成金額が助成金額の上限に達しないときは、有利子奨学金も一部助成対象となります。

○助成期間は、原則、鳥取県内の対象業種へ就職した日の属する年度から8年度間とします。

※所得連動返還方式や減額返還により8年度間で各年度の支払金額の合計が交付決定額に達しない場合、助成期間を延長することがあります。（上限あり）

○返還総額又は返還残額は、この認定を受けた後、対象業種に就職又は就業し、助成金の交付申請を行った時点での金額となります。

## 5 認定の要件

○学生の場合、大学等を卒業後に鳥取県内の対象業種に正規雇用により就職又は就業し、助成期間にわたって勤務する見込みであること。なお、勤務場所は県内の事業所とし、県内に定住する見込みであること。

○既卒者の場合、認定後に鳥取県内の対象業種に正規雇用により就職又は就業し、助成期間にわたって勤務する見込みであること。（勤務場所、定住要件は学生と同様）

既に、県内の対象業種に正規雇用で就職又は就業している場合は対象となりません。

○既卒者で、県内企業に正規雇用で就職している者が対象業種に転職する場合は、対象となりません。（ただし、事業主都合により離職し、対象業種に転職する場合を除きます。）

## 6 応募の方法

次に掲げる書類を募集期間内（正規雇用で就職前）に郵送、持参又は電子申請により提出してください。

（1） 鳥取県未来人材育成奨学金支援助成金支給対象者認定申請書

（2） 奨学金貸与証明書

※日本学生支援機構の貸与を受けている学生は、スカラネットの詳細情報の印刷でも可

（3） 履歴書（既卒者のみ）※様式は市販のもので構いません。（写真不要）

## 7 対象者の認定

書類審査により対象者を認定し、文書にて通知します。

なお、審査に際しては、電話等により記載内容の確認を行うとともに、必要に応じて追加書類の提出を求める場合があります。

## 8 認定を受けた後の手続きについて

◎認定を受けた後、就職してからの手続きは次のとおりです。

<就職した年度>

① 助成金の交付申請書提出（就職後）

②審査・交付決定

※ 認定だけでは助成金は交付されません。

<奨学金の助成期間（1年度目～7年度目、毎年度ごと）>

③助成期間中の状況報告（返還年度の翌年度）

④助成金の支払

※ 在職証明、住民票の写しの添付が必要です。

※ 助成期間中に住所等に変更が生じたときは、その都度変更手続きを行ってください。

<助成最終年度（原則8年度目）>

⑤助成金の実績報告書（最終年度の翌年度）

⑥助成金額の確定

◎助成期間に離職や転居した場合の取扱いは、次のとおりです。

◇助成期間中に県外事務所へ転勤となった場合、通算して3年以内の間は助成対象となります。

3年を超えると助成が受けられません。

◇助成期間中に離職又は県外へ転居した場合の助成内容は、次のとおりです。

なお、県外転勤に伴う転居の場合は、通算3年以内であれば助成対象となります。

勤務期間	助成内容
4年未満	助成はありません。支給された助成金は返還となります。 (ただし、離職後1年以内に対象業種に就職した場合を除く。 以下同様)
4年以上6年未満	4年間分を助成します。
6年以上8年未満	6年間分を助成します。
8年以上（助成期間が延長されている場合のみ）	既に支払った助成金額を助成します。

## 9 その他注意点

この助成制度においては、認定の決定、交付決定、原則8年間にわたる助成期間において、奨学金を返還中又は奨学金の返還残高があることが条件の一つになっていますので、全額繰上げ返還等で返還を終了されると、助成を受けることが出来ない制度となっております。ご注意下さい。

## 10 応募先・問い合わせ先

鳥取県交流人口拡大本部ふるさと人口政策課

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地

電話 0857-26-7648 ファクシミリ 0857-26-8196

電子メール jinkouseisaku@pref.tottori.lg.jp

※ 助成金制度の詳細、指定様式等はホームページに掲載しています。

URL : <http://www.pref.tottori.lg.jp/251627.htm>